

(仮称) 南花台中央公園整備事業
基本・実施設計業務に係るプロポーザル

審査講評

令和5年2月

河内長野市

(仮称)南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に係るプロポーザル審査において、募集要項及び、評価基準に基づき、厳正に審査をした結果、優先交渉権者、次点交渉権者を選定したため、次のとおり講評する。

令和5年2月27日

河内長野市UR南花台団地集約跡地活用整備事業推進委員会

1 審査結果

審査結果	提案者名	得点
優先交渉権者	代表構成員 株式会社 梓設計関西支社 構 成 員 株式会社 現代ランドスケープ	82.6 点
次点交渉権者	代表構成員 株式会社 隈研吾建築都市建築事務所 構 成 員 小西泰孝建築構造設計 株式会社環境エンジニアリング	79.1 点

2 プロポーザルの経過

時 期	項 目
令和4年12月12日(月)	募集要項・評価基準等の公表
令和4年12月22日(木)正午	プロポーザルの参加資格審査、 提案審査に関する質疑の期限
令和4年12月27日(火)	プロポーザルの参加資格審査、 提案審査に関する質疑への回答公表
令和5年1月10日(火)	参加表明提出書類の提出期限
令和5年1月13日(金)	参加資格審査
令和5年1月13日(金)	参加資格審査結果の通知(提案書の要請)
令和5年2月6日(月)	提案審査提出書類の提出期限
令和5年2月13日(月)	ヒアリング日程の通知(ヒアリングの要請)
令和5年2月20日(月)	ヒアリング(非公開) 審査の実施(優先交渉権者及び次点交渉権者の選定)
令和5年2月27日(月)	審査結果の通知

3 選定経過

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、参加資格審査、提案審査による二段階にて選定を行った。公正かつ多角的な視点で審査を行うため、学識経験者、行政関係、地域代表により構成する河内長野市UR南花台団地集約跡地活用整備事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）による審査にて、基本設計・実施設計者を選定した。

(2) 参加資格審査

・参加表明提出書類提出者数 4者

・参加資格審査 募集要項に従い、提出された参加表明提出書類について市担当部局（河内長野市 総合政策部政策企画課）にて書類審査を行い、その結果を推進委員会へ報告・承認のうえ、申込者全てが参加資格要件を満たすことを確認した。

(3) 提案審査

・提案者数 4者

・審査 募集要項に従い、提出された参加表明提出書類、技術提案書、価格提案書について、評価基準に基づき「業務実施体制の評価」「技術提案書の評価」「価格提案の評価」を行った。

業務実施体制の評価、及び価格提案の評価については市担当部局にて提案者より提出された書類の確認・採点を行い、その結果を推進委員会へ報告・承認のうえ評価を行った。また、技術提案書については、提案者によるプレゼンテーション及び推進委員会によるヒアリングを実施し、評価を行った。

なお最終審査結果については、評価点の平均値を算出し、その結果について推進委員で合議を行ったうえ、平均値の最上位のものを優先交渉権者、次点のものを次点交渉権者として選定している。

4 審査及び講評

（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に係るプロポーザルの提案は4者からであったが、いずれの提案も事業内容をよく理解したうえで、意欲にあふれる提案をいただいた。審査においては、基本計画の意図を理解したうえでさらによりよくする提案となっているか、市民との協働による公園づくりへの具体的な提案がなされているかという視点のもと、技術提案書の評価項目に基づき審査を行った。

○講評

【優先交渉権者】

全体的にバランスよく提案内容がまとまっている案であった。特に市民との協働に関する考え方の提案において、コアグループの立ち上げといった目的に向けたワークショップの内容が充実しており、設計段階だけでなく、施工段階や開園後も見据えた市民参加のプロセスが評価された。公園計画、施設計画においては、公園とスタジアムの一体化の検討において、今後の作業で詰めていく必要があるものの、見え方に配慮した断面構成に新たな視点の提案があった。

クラブハウス上を利用した展望テラスやデッキのある、地形と融合した建築のデザインや親水空間の提案等も、意見が分かれたところもあるが、一定の評価を得た。

【次点交渉権者】

1号線をはさんで、花（花壇）の段丘を取り入れたすり鉢状の広場が魅力的な提案であった。花を公園に取り入れることで、市民が公園づくりに参加し地元を含めて管理するイメージがわいてくる点が、地区（咲っく南花台プロジェクトを推進中）にふさわしいと一定の評価を得た。また、建築についても、建物自体を段丘の下に隠す手法がとられており、新しい建築の提案となっていた。

以上